

平成30年4月19日（木曜日）

教育、民生常任委員会会議録

教育、民生常任委員会会議録

---

平成30年4月19日(木曜日)

---

出席委員(8名)

委員長 福田 淑子 君

副委員長 柳田 政喜 君

委員 村松 秀雄 君

手島 牧世 君

前原 吉宏 君

平吹 俊雄 君

藤田 洋一 君

我妻 薫 君

---

欠席委員(なし)

---

議長 大橋 昭太郎 君

---

町執行部出席者

教育委員会教育総務課長 佐々木 信幸 君

教育委員会教育総務課課長補佐 齋藤 寿 君

教育委員会教育総務課主事 島 彩花 君

近代文学館主幹 草刈 明美 君

なんごう幼稚園園長 山村 智子 君

健康福祉課長 佐藤 俊幸 君

健康福祉課課長補佐 菊地 知代子 君

健康福祉課技術主幹 日野 とも子 君

---

議会事務局職員出席者

事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹 君

---

平成30年4月19日(木曜日) 午前9時30分 開会

第1 調査研究テーマ「子育て支援対策について」担当課との意見交流

---

本日の会議に付した事件

第 1 調査研究テーマ「子育て支援対策について」担当課との意見交流

午前9時30分 開会

委員長（福田淑子君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、子育て支援の研究テーマを進める中で各分野における美里町の取り組みと状況を把握しながら、その調査を行いたいということで、きょうは大変お忙しい中、教育委員会の皆さんにはおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは、意見交換ということで、皆さんといろいろな事項について考え述べながら進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それで、きょうはまず初めに、教育委員会の皆さん、予算書及び実施計画書をお持ちの方は、一緒に見ながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

きのう、急遽教育委員会の課長さんには、こういったことをまずお聞きしたいということで、きのうになってしまって大変申しわけありませんでした。

まず、早速ですけれども、新しい体制ですので、担当課の皆さんの御紹介をお願いいたします。

教育総務課長（佐々木信幸君） 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

4月1日の人事異動で、私だけです、1年生は。教育次長兼教育総務課長になりました佐々木信幸です。どうぞよろしく願いいたします。

それから、きょう出席している職員、ちょっと自己紹介を順番にお願いします。

近代文学館主幹（草刈明美君） 近代文学館館長の草刈明美です。よろしく願いいたします。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） おはようございます。教育委員会教育総務課課長補佐齋藤です。どうぞよろしく願いいたします。

教育総務課主事（島 彩花君） 教育委員会教育総務課主事の島です。よろしく願いします。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） なんごう幼稚園・保育園の山村智子です。よろしく願いいたします。

委員長（福田淑子君） 議員の皆さんに、改めて自己紹介をお願いします。

委員（我妻 薫君） 我妻です。よろしく願いします。

委員（前原吉宏君） 前原です。どうぞよろしく願いします。

委員（藤田洋一君） おはようございます。藤田です。どうぞよろしく願いいたします。

委員（村松秀雄君） 村松です。よろしく願いします。

委員（平吹俊雄君） おはようございます。平吹です。

委員（手島牧世君） 手島です。よろしくお願いします。

副委員長（柳田政喜君） 副委員長の柳田です。どうぞきょうはよろしくお願いします。

委員長（福田淑子君） 委員長の福田です。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の、できれば予算書を持っている方はごらんいただきたいと思います。196ページ。奨学事業、実施計画書は271ページに記載してあります。奨学資金の範囲、それから奨学資金貸し付け、貸し付け事業資金の管理、奨学資金償還金の賦課・徴収、新たな奨学資金制度の検討ということで、予算的にはさらっとなら聞いておりませんので、その辺の状況を、もしできればお伺いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

教育総務課長（佐々木信幸君） 私も、まだ来たばかりで事業の中身をお話できる、ちょっと力不足なものですから、今担当しているそれぞれの担当からお話をさせていただきたいと思います。奨学事業については齋藤補佐のほうから御説明申し上げます。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それでは、まず概略的なところからお話をさせていただきます。

こちらは、町で基金化している奨学資金の貸付基金ですね、こちらのほうを、条例や要綱等に基づきまして、町内の経済的な理由により学資が不足する、確保が必要な保護者、お子さんに対して支援をするものということでございます。対象としては、高校生からということになっております。それから、大学生等なんですが、専門学校等含め対応はしているところでございます。特に年齢上限は定めていないので、中には何年か前のデータ、ちょっと私もきのう課税の関係で、賦課の関係で見えていたんですが、30何歳ぐらいで看護の学校に行くというような方も過去にはいたようですので、一応高校生以上ということで、高校生以上は月額1万7,000円掛ける12カ月、あとはその学校、その在籍の期間、3年の学校であれば3年とか、大学であれば4年、短大2年とか、その学校の正規の在籍期間に応じた期間、月額、大学であれば4万円掛ける12カ月掛けるその在籍期間とかという形でお貸しをしているところでございます。

それで、実際には毎年一定の時期に募集をかけまして、審査会をして、決定した方にお貸しするという形を繰り返しているのですが、例年3月の広報でお知らせをし、3月中旬から4月中旬ぐらいまでということで約1カ月間、要綱を各役場で配ったりとかしながら申請をいただいているところです。それで、今年度ちなみに、もう既にこの前の月曜日で締め切りました。5件ほどの申し込みがありました。この後、要件に合うかどうか、まずは収入等の要件の確認をしながら、書類をつくり、5月の中旬前には審査会を開きます。町長、副町長、教育長等々、要綱に定めた委員のもと審査会を行いまして、学資が困窮しているという基準を満たした方を

対象にお貸しを決定するという形になります。

それで、例年約5名の予算化をしております。ちょうど5名でぎりぎりぐらい、ただ要件を確認した上で全員にお貸しできるかどうかは、あと審査会で決まるということになっております。ちなみに、実施計画に載っておりますが、新規決定予定者、予算的に5人ということで例年5人ずつ置いているというところでございます。

それから、主な活動の指標のところを書いてある部分で、継続の部分なんですけど、貸付者という部分は、新規とこれまでの在籍者含めた数になるので、今2年生、3年生、大学では4年生になっている方の人数を加えたところでございます。新規の方と継続の方を加えて約13人、新規5人入っていると、8足す5ということで、現在8人在学中で、在学証明をいただいたところ全員確認できましたので、引き続き今年度もお貸しできるかなというのは確認したところで、間もなく1回目をお振り込みするような形でございます。ちなみに、振り込みは年間4回に分けて振り込んでおります。1カ月分掛ける3カ月分というか、1期、2期、3期、4期というふうに分けまして、できるだけ早くお出ししたいということで、その期の頭にお出しするようしております。

それから、償還の部分なのでございますが、これにつきましては、今年度は38人の償還の予定を組んでおります。この部分で調定を立て、お返し、切符を、間もなくですね、今週中に配りまして、毎月もしくはその方の返済計画どおりに出しております。この返済計画についてちょっと簡単に説明させていただきますと、基本的に在籍期間、大学であれば4年掛ける3、例えば12年間で返していただきますよと、高校3年で借りた方は、3年掛ける3、9年間で返していただきますと。その中で、卒業してから丸々1年間猶予期間がございます。卒業してすぐ返してくださいということではなくて、条例どおりその1年後になるんですが、1年置いた4月から、希望するその年度の返済計画、毎月払いなのか、年2回払いなのか、年1回払いなのか、この3回から選んでいただいて、その中で返していただいているんですが、その中で本人が、例えば年1回でも何月がいいというのは御本人の、年度内であればいいので、要望に応じた形で返していただいております。毎月でも結構ですし、年2回、例えばボーナス時期の6月、12月で希望されている方も中にはいます。そのような形で、各返せるといった計画を立てたものに基づいた納付書を送って返していただいているところです。そういうふうなことで、毎月対応をし、おくれた場合には、賦課徴収の部分であれば督促状も出し、おくれた方には連絡をとりながらお返しいただいているところです。

概要としてはこのような形で進めているところでございます。

委員長（福田淑子君） ありがとうございます。皆さんから何か御質問、質疑ではありませんのでね、御質問でお願いいたします。ありませんか。平吹委員。

委員（平吹俊雄君） 回収率はどのくらいですか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） まだ年度は終わっていないというところは、出納整理期間ということで、まだぎりぎりですね、29年度分につきましては入れていただけるように、きのうもちょっと電話をかけましたんです。それで、まだ3月分の督促を間もなく出すので、3月末というのは4月頭に今回は曜日の関係で繰り下がっていたので、その関係の分を間もなく督促状を出します。その中では、今見たところ、現年分で入っていないのは4世帯ぐらい、全体のうち。それ以外は返していただいたところで、その4世帯も大方は入っているところで、ただ前にも、去年の決算議会とかでもお話ししたんですが、どうしてもなかなかお返しだけできない3世帯がちょっとありまして、その部分についてはなかなか難しいところがあって、それ以外についてはできるだけ、それ以上ふえないような形でお声がけをして、おくれているところも何とか追っつくような形でやってもらっていると。3世帯の人は、ちょっとなかなか難しい世帯がありまして、徴収対策課も含めてちょっと対応はさせていただいているんですが、それ以外はそれ以上ふやさないような形で頑張っているところです。

委員（平吹俊雄君） ちなみに、どこまで追究するのさ。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 基本的には、お貸ししているもので、できるだけ返していただくというのが当然、これは御本人にお金をお貸ししたということですから、お返ししていただくということでももちろん考えてやっているところでございます。

委員長（福田淑子君） ほかに。藤田委員。

委員（藤田洋一君） 3月の広報でお知らせをして、そして申し込みを募集すると、こういうことなんです、大体予算もせいぜい、ことし5人ですか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） ぐらいを予定はしていたところでした。

委員（藤田洋一君） やっぱりあんまり多くても困るんだろうし、予算の関係でね。けれども、ほとんどこれまではあんまり外れた人なんかはないんでしょう、申し込んだら。ことしは5人ですけれども、これまでも、どうですか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 例えばですね、去年6～7人いたんですが、実はもう所得の関係でオーバーするという。基準がありまして、この基準は何を持ってきているかということ、宮城県の高校等の奨学金があるんです、その基準を準用しておりまして、基本的に何人世帯だったら、まず幾らの基礎の控除がありますよ、それから家族構成の中に学生が何人いる

か、例えば小学生1人いたら8万、例えば私立の高校へ行っていたら幾らとか、私立の大学だったら幾ら、それも自宅なのか下宿して別に住んでいるのかとか、そういうのを積み上げて、必要と思われる生活費というか、学費含めた生活費と収入を世帯で比べまして、その中で収入のほうが下回っているとか、そういう場合に基本的には要件に適するという判断をします。基本的に、無理してお貸ししておりますので、ある程度一定の条件ということで、それを基準として審査を行っております。

ただ、広報を見ていただければわかると思うんですが、美里町の町でやっている奨学金のほかにもう1本、大場愛語会ということで載せてあります。これは、旧小牛田からずっとやってきたその基金として、財団法人としてやっている大場愛語会さんがあるんですが、そちらのほうも、例えば町の審査会に、その大場愛語会の会長さんも入っていただいております。その中で、もしどうしてもぎりぎりのラインで漏れたり、何かあった場合、大場愛語会さんの追加募集のほうに回っていただく件数もあります。ですので、100%この時点で町がだめだった場合というときには、そこに御紹介とか、条件を見ながら、であればうちのほうに申請してもらえればとか会長さんとお話ししたり、そういうところで救っていただいている方というか、そちらに借りている方もいらっしゃいます。

委員（藤田洋一君） 初めて聞きました。大場愛語会なんて全然わからなかったですね。そういうこともあるんだね。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 民間になるということにはなるんでしょうけれども、町ではないので、そこと一緒に、多少いろいろとそちらで借りている方、もしくはここに出すときに、もう既にそちらにお願いしている方もいらっしゃいますし、あとは今一番一般的なのが学生支援機構ですか、昔の日本育英会、こちらのほうがメインとなっている部分が多いのかなと思います。あちらの場合は、利子があれば、ちょっと話はずれるんですが、うちも大学生2人なんですけれども、私の所得でも一応有利子であれば、二種であれば借りられるとか、ということはちょっと上限が上がっているんで、家庭の状況に応じては、町では無利子しかやっていないので、やっぱりラインはどうしても所得の制限は低いんですが、探せばいろいろなところの要件、あと国の教育ローンとか、いろんな部分がありますので、必要な場合はそちらを御紹介もしております。

委員（藤田洋一君） ちなみにあれですか、愛語会と町のほうと比較してどっちがいいとか、借りやすいとか、手続上もいいのでないとか、そういうふうな比較というのはあるんですか、多少は。



教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 実は、私も去年からなので、その大場愛語会さんの具体的な手続という部分は詳細までわからないので、結局は両方御紹介とかしながら、各世帯で選んでいただくということで、どちらがいいんだ、悪いんだというのは私たちが言うべきではないと思いますし、いろいろな制度はできるだけ御紹介していきたいとは思っております。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 大場愛語会は利子あるんでしたっけ。それまでわからない。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 無利子なはずですね、ちょっと……。

委員（我妻 薫君） 大場も無利子だったっけか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） はい、無利子だったと思います。ただ、済みません、ちょっと今確認すればわかると思うんですけども。

委員（我妻 薫君） 何か前に統合の話も浮上したんだよね。まあいいです、それは。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） その辺はちょっと。

委員（我妻 薫君） ただ、この奨学制度は、問題は後で返済できないというのが今社会的には問題になっているのでね。ただ、その返済なしのということの奨学制度は、町では検討の俎上に上っているんだろうか。国の判断待ちなのかな。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） その辺の部分なんですけど、具体的な検討まではいかないものの、やはりそういう部分についてはある程度要望的なことは住民からもあるんですけども、現在その制度までちょっとつくれていないので、町ではそのまま差し上げる形の奨学金は今実施はもちろんしていないんですけども、基金を使っていくということで、それを全て出していくということであれば、やれなくはないのかなというところはありますけれども。

委員（我妻 薫君） いや、今検討に、俎上に上っているかどうかだけでいいの。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そのこのところのまだ手前です。具体的なところまではちょっと踏み切れるかということ。

委員（我妻 薫君） まだ検討まで、そこまで行けない手前ね。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 手前ですね、はい。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。柳田委員。

副委員長（柳田政喜君） 奨学金事業というと、私前に一般質問しているんですけども、今我妻さんがおっしゃった部分ですね。やはり、昔の体制でいえば、看護師学校に行った方が病院に授業料出してもらって、丁稚奉公して、それを差し引くみたいな形の制度があったと思うんですけども、今でもそれは残っていると思うんですけどね。やっぱりそういう町のために、

例えば保育士さんだったり看護師さんだったり、町のところに何年か住んでもらえれば、その奨学金を全額だったりもしくは一部だったり免除するというのが、結構あちこちの町で今やっ  
てきているんですね。やっぱりその部分を検討していきたいなというのがあるんですね。そ  
ういう部分のところもありますし、今回この奨学金に関して、実際借りている方で、そういう  
専門職の方というのはどれぐらいいるかというのは把握していますか。例えば、そういう専門  
的な看護学校だったり、保育士の学校だったり、そういうところに行くために借りたいとい  
う人たちの人数。一般の大学では、当然こういうふうに貸しているけれども、そういう専門  
的な人がどれぐらいなのか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 全部を全てというわけではないんですが、ここ1～2年  
私がやっている中でお貸しした方とかお貸ししている方、現在ですか、こここのところの傾向と  
してお話しさせていただくと、割と申し込む方はことし、医療関係に行きたいという方が割と  
多いようでした。例えば、2年間ぐらい准看で通っていたのが正看になるときに、やはり1回  
3年生ぐらいでやめて2～3年そっち側に行かなければならないとか、何かあるみたいなん  
ですね。そういう関係で借りたいとかというような形の方もいるので、ですので5～6人い  
れば1人か2人ぐらいはそういう形、もしくは専門学校とかいう方もいらっしゃると思います。

実際、話ちょっとここでずれてしまうんでしょうけれども、私が聞いている、その親御さん  
たちの話を聞くと、やはり私立大学と変わらないぐらいに、その専門学校はかかると、120～130  
万円とか行くような形。そして、ここから仙台まで通うとなると通学費もかかると。大学と  
変わらないぐらい、それ以上だったりするという話も聞いておりますので、必ずしも大学だけ  
ということではもちろん町はやっていないので、そういう面では、私も同じ世代なので、やっ  
ぱり大変な世帯は多いなというのは感じているところではあります。

副委員長（柳田政喜君） もし、できればですけども、今後やっぱりそういう貸し付けす  
る際に、どういう学校的なものが主なのか、職种的なものが多いのか、傾向を捉えてもら  
うと、今後もそういう補助金の免除とかそういうのにデータとして出せるのかなと。町ではど  
ういう職業につきたい人が住民の中で多いのか、それが町にとってはやっぱり貴重な人材で、  
ぜひ町に残ってほしいのかということで、その辺の整合性とれば、その辺はやっぱり無料化  
というんですか、その辺がなおさら進めやすいのかなと思いますので、そういうもしよかつたら  
今後おさえていっていただきたいなと思います。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それでは、その辺も含めて校種というか、どういう学校  
に行っている方に貸したのかと、ちょっとデータを、すぐきょうとかというのは無理なんです

けれども、ちょっととってみたいと思います。

副委員長（柳田政喜君） そういうのがあれば、うちのほうも、ちょっとその奨学金のほうにもう一步踏み込んで提案できると思いますので、よろしくお願いします。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。

ないようですので、次の事業に移ります。

予算書214ページ、小学校就学援助及び特別支援教育就学奨励事業、これは小学校も中学校も同じになるので、その辺の具体的な計画の中は292ページになります。学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費というふうにありますので、具体的な数字ですね、教えていただきたいです。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それでは、実は主担当が異動になりまして、新たな担当が来たばかりで、ちょっと具体的な引き継ぎ等をしている最中というか、まだその担当かわって私のほうからまず全体的にどのようにやっているのかをまずお話をさせていただいて、今お話あった金額等について説明させていただく形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

まず、小学校も中学校も同じなんですけど、就学援助費ということで、まず要は保護者の一定の所得とか要件に当てはまった方に対して、ここに書いてあるような援助費目を年3回に分けて、学期終わりですね、1学期終わりの7月、2学期終わりの12月、年度末の3月ということで支給するところがございます。

認定の時期は、毎年度認定をするということで行っておりまして、実は間もなく、各学校にこの申請の手続をお知らせするというところになります。その中で、一般の方には各要件とか概要をお知らせする、それから前年度やっていた方には、もう最初から申請書を送るような形にしております。そのような中で、申請を5月の上旬、中旬ぐらいまでいただきまして、審査をするということになります。ただ、所得の関係がありまして、所得というか課税の関係、非課税とかということでも要件の中にありますので、その要件というのが何種類かございまして、その要件に当てはまる世帯に対して、先ほどの費目について免除をするということになりますので、その要件についてお話しさせていただきますと、例えば対象要件としては、まず生活保護を受けている方。

委員長（福田淑子君） 済みません、休憩します。

午前9時55分 休憩

---

午前10時02分 再開

委員長（福田淑子君） 再開いたします。

では、お願いいたします。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 済みませんでした、いろいろ印刷してお渡しすればよかったのですが、申しわけございませんでした。

それで、今2枚両面それぞれの資料をお配りしました。まず、町内小中学校の保護者の皆様へと書いてある、昨年各家庭に配ったものでございます。平成29年度就学援助の制度のお知らせというものでございます。

ここに書いてある就学援助の対象となる方ということで、大きく、 に分けてあります。

というのが、経済的理由からということで、お困りの世帯に出す部分でございます。対象の要件になるのは、当年それから前年のこの2年にこの要件が当てはまる方ということになっておりますが、生活保護を受けている方、また廃止された方、この廃止されたというのは、まだその影響はあるだろうということで、廃止した翌年までは認めましょうというものでございます。

3つ目のところに、保護者の事業税、固定資産税が減免されている方ということで、この部分については減免通知を出していただく。それから、世帯全員が住民税非課税または減免されているということで、これについては非課税証明書を出していただいているんですが、一人一人出してもらうとお金がかかるので、まとめた特別な世帯様式で出してもらっているところがございます。

その次に、世帯全員の国民年金保険料または国民健康保険料ですか、が申請により免除になっている方ということで、この場合はその減免の通知書。それから、児童扶養手当を受けている方、これは子ども家庭課で申請をし、県のほうの通知が来るような形で認定されるんですが、こちらの要件に当たる方、この方は認定書のコピーを出してもらっています。

それから、生活福祉資金の貸し付けを受けている方等々、ここに書いてある要件で出しているただなんですが、大体の場合は上から6つぐらい、下の2つはほとんどないんですが、の要件がほとんど。特に多いのが、児童扶養手当を受けている方、要は母子世帯、父子世帯もあるんですが、そういう世帯が割と多い。次いで、やはり、その場合は大体課税で非課税だったりもするので、非課税証明書はお金かかるので、こちらの手帳をコピーしてもらうと一番スムーズに、どの要件が当てはまっても、要件は要件でいいので、都合のいいので出してもらっているというところがございますが、一番多いのがそのような形の、どちらかというと片親の世帯というところが出てくるのが多いようです。

次に、 の部分ですが、これは東日本大震災の被災によりということで、こちらの部分については、ここにある要件に基づいてやるんですが、ちょうどこの要件というのが奨学金の要件と同じです。先ほど言った、私が奨学資金で、奨学事業で言ったのと同じなんですが、各世帯の基礎額と、それから子供の、裏を見ていただくと、表の2、ここに書いてあるそれぞれ通学者、小学生がいればさらに幾ら控除が加わるよとか、中学生だと16万円、高校も自宅通学それから別に暮らしているかということで、これを足して行って、所得と比べて、それ以下の所得であれば該当するよと。もちろん被災などで、まずもって半壊以上の被害を受けている世帯ということになります。ですので、今はそんなにいないんですが、5～6件ぐらいだったかとは思いますが、件数とすればその程度でございます。

このそれぞれの要件を満たすと思われる世帯に申請をいただきまして、裏に書いてあるとおり、大体例年5月の10日過ぎぐらいまで申請をいただくと。そして、早々に認定をし、この時点でいただいた方は4月に遡及して認定を差し上げているところです。ただ、随時受けますので、途中で先ほど言った、離婚とかして片親になって児童扶養手当の支給を受けたら、その時点でも申請、常に年中いつでも受けられるということにはなっておりますし、ただ申請いただいた時期からというふうに、対象の認定時期はなってしまうんですが、それ以降ということになります。このような形の中で、各家庭にお知らせをし、学校を通じて出していただいております。つまり、学校の校長先生の所見的なものの書類もいただいておりますので、そういうことで学校を通じて申請をいただいているところです。

それで具体的な、もう1枚のほうに、先ほど言っていたどのようなものが、どのような金額で出ているのかというのが表でございます。こちらの表は、各家庭に支給したときに昨年度出していたものです、振り込み通知と一緒に出していたものでございます。ただ、これは29年度分なので、今年度分については、また金額が変わる可能性があります。予算をとっているのは、昨年の状況で予算はとっておりますが、6月か7月ぐらいに国の基準が示されます。概ね町では決定するのではありますが、国の基準を参考にしているところでございます。

具体的に見ていただくと、(1)の町内に住所を有している方、それ以外と書いてあるのはどうしてかということ、区域外就学をしている方については、これについては通っている学校、これについては住所のあるところから出るというのを、分けがあるもので、その関係で丸々美里町でほかから来ている子に出しているわけではないということなんです。

それで(1)を見ていただくと、一般的な全体のものになりまして、小学校、中学校、基準は違うので、金額も変わっております。1の学用品費ですが、これはもともと定額ということ

で、該当すれば小学校であれば年間で1万1,420円、中学校で2万2,320円、このような形で支給をすると。通学用品費は、1年生を除くんですが、2年生以上に2,230円ずつ出ると。ただ、1年生の部分についてはまた別途ですね、入学準備のほうに入っているということなのだと思うんですが、済みません、私もその明確なところまではちょっとあれなんです、学年によって区分されているところはございます。

それから、3の校外活動費、これについては各学校に照会かけています。実際にどれくらいかかっているのか、実費ということになるので、交通費とその見学費と、例えば校外学習に行ったときの部分を、各学校の事務の担当と連絡をとりながら、金額を確認しているところです。例えば、4の部分の宿泊を伴うものというのが修学旅行になるのかな、もしくは花山とか志津川の合宿とか、そういう部分の費用も見るところです。

そして、5番目の部分は、新入学児童の部分でございますが、これは前倒しで支給をしておりますが、まだしていない方は今年度でも対象になれば支給をする予定です。昨年度もらっていれば、2回というのはいけませんけれども、今年度まだもらっていないということであれば、その場合には今年度になってからでも対象には支給するというところです。

済みません、さっきの修学旅行と、私ちょっと話あれなので、修学旅行の部分が6番に来て、それ以外の部分が4番のところに来るということになります。(発言あり)4番は、例えば合宿とかそういうものだと思います、済みません。

それから、7番ですか、医療費というのは、一応全部が対象ではなくて、ここにある学校指定の病気、例えば特定のものについて該当する場合には、今は子供の保険料は全て町で見るから同じにはなるんですけれども、できるだけこちらを使ってくださいということで出しています。国保というか町の保険出すよりも、これは国のほうから来ますので、こっちのほうを使ってもらったほうが良いという部分は、正直町としてはあるので、こちらは特定の病気を、養護の先生がいるので、養護の先生を通じて、各世帯に健診の結果とかをこれで使ってやってくださいという券を出しているというところで。(「なるほど。何で分かれているのかなと思ったんです」の声あり)

それから、学校給食費ということで、これは実費ということになるんですが、かかった分、それぞれ実際学校給食費は、単価は小学校、中学校、幼稚園決まっています。ただ、学年とか行事によって、学校によって金額が実際は違います。ですので、給食費の精算も行っているのと同じように、その実際の金額に基づいた分を各世帯に補助しているというところになります。ですので、上限ということで、以内ということで、国に倣ったような形でやっているところで

す。これで何とか学校の給食費のやつと町のやつには含まれるように、何とかこれでおさまるようなことになっております。

最後に、日本スポーツ振興センターの掛け金ということで、460円ということで各学校で出してくる、この分を出すということですね。町で100%出しているんですが、親に半額、後で負担金としてもらっているものです。5月1日現在の児童の数を町で1回全て掛けます。その後、保護者に半分を負担して納めてもらっているところです。その分についても、最終的には支給すると、1回もらってお返しするような形になります。このようなものを、各対象の家庭に支給しているところです。

以上、済みません、本当の概要の概要、金額を説明しただけになってしまうんですが。

委員長（福田淑子君） ありがとうございます。随分理解を深めたと思うんですけども、お聞きしたいことありましたらどうぞ。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 先ほど医療費で、国から来ると言ったけれども、これ全体的に国のほうであるのか。この項目によって違うのかな。

教育総務課長補佐（齋藤 寿君） ちょっとお待ちください。それぞれ事業費ごとに多分……ちょっと報告、結局は県を通じて国に出すんですが、事業費ごとにそれぞれの費目ごとに金額を算出して、最終的に補助費として2分の1とか……ちょっと待ってくださいね。そのような形で報告した上で来ているということになるので。

委員（我妻 薫君） その費目によって多少の違いが出てくる。

教育総務課長補佐（齋藤 寿君） ちょっとその辺は確認します。

委員（我妻 薫君） いずれ全体的に補助あり、それとも町単独もある。

教育総務課長補佐（齋藤 寿君） ちょっと待ってくださいね、歳入の部分ですね、財源の部分ですよ。

委員（我妻 薫君） さっきの例で、利府だけ、小学校の運動着なんか支給しているというから、町によってその違いも。後でいいです。

教育総務課長補佐（齋藤 寿君） 済みません。

委員（我妻 薫君） そういったものの費目拡大とか、そういったものの検討もさらに必要になってくる。

教育総務課長補佐（齋藤 寿君） 例えば、歳入の部分では、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金の中に、小学校教育振興補助金、さらにその細々の中に要保護児童に対する援助費の資金として2分の1とか、事業費の2分の1入ってくるというところがございます。

それから、特別支援教育の部分の、先ほどタイトルにも就学援助費及び特別支援教育就学奨励事業ということで、実は2つ大きくは分かれるんですけども、一般的には先に言った、ただこの特別支援の部分なんですけど、この部分については一定の障害等あるお子さんで、要件がちょっと違ってまして、所得要件も少し緩いと、ただ金額が半分ぐらいしか支給されないと。なので、仮に両方もらえるというわけではなくて、就学援助にもともと該当する場合には、特別支援のほうはもらえないというか、そっちの有利なほうを申請していただいているということになるので、それについても半分国から来るということになっております。

ただ、準要保護の部分については、基本持ち出しになるのが、今要保護というのは、済みません、要保護と準要保護の違いなんですけど、要保護というのが、いわゆる生活保護の世帯です。ですので、どちらかといえば世帯数はかなり少ないです。準要保護という部分が、生保以外の該当者なので、その部分については町で持ち出しているような形になります。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。

じゃあ私から、もう1回ちょっと確認したいんですけども、前倒しの支給は、この項目で5番。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 済みません、私も本当ににわかで申しわけないです。実際に、今回入学準備の通知を各世帯に配ったとき、もちろん小学校・中学校金額は違います、この対象の金額としては小学校のほうは4万600円を出しますよと、中学校には4万7,400円を出しますよという金額で通知を差し上げているので、その部分に該当する部分があるはずなので、ちょっと待ってくださいね。そうですね、5番目ですね、ちょうど5番目の金額ですので、お渡ししているやつの5番、新入学児童生徒というこの部分が、前倒し支給で出した金額です。

委員長（福田淑子君） 何月に。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 3月中には支給したところですよ。末のほうだと思うんですよ。3月中に出していますね。

委員長（福田淑子君） 3月に前倒しね。それから、眼鏡とか補聴器については、援助というのはないんですね。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 済みません、その辺はちょっと調べないと、ちょっと私も、済みません、そこは。

委員長（福田淑子君） 学習するのに必要なね、やっぱり補聴器つければ一緒にできることもある。



教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） その辺はちょっと確認、そういうのは該当になるのか、特別枠で入るのか、それともこの中に含まれているのか、それともその対象外なのかという、算定の中に入っているか、入っていないか、別途の対象になるのかという質問でよろしいですね。ちょっと確認させてください、ここはちょっと詳細な部分なのでわかりませんので確認します。眼鏡、補聴器。

委員（前原吉宏君） さっきの関連で、さっき運動着云々と言ったけれども、1番目のこの学用品費に入ることなのかな。そうすると、うちでも出しているということになるし。利府はクーポンでやっているというけれども、この学用品費に運動着入っていますよというふうになれば、うちのほうも出しているということになるし。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 多分、これも調べればわかるんだと思うんですが、具体的にこの算定基礎には何の分、何の分というのをお知りになりたいというお話なので、これもちょっとあわせて調べさせてもらっていいですか、算定の内訳というか。

委員（前原吉宏君） ちなみに、実数というか、人数ぐらいは。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 子供の数。

委員（前原吉宏君） この対象者の数。それぐらい出るかな。

副委員長（柳田政喜君） ただ、何年生何人とかはわからないですけども。

委員長（福田淑子君） 対象人数は。

委員（村松秀雄君） だって、どこに入っているかわからないもの。特別支援か要保護か。

委員（前原吉宏君） いや、俺が聞きたいのは、町内に有している方のその対象経費の1から9番。

副委員長（柳田政喜君） それぞれの。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それぞれにそれぞれ。

委員（前原吉宏君） 一番聞きたいのは、5番目の新入学児童生徒学用品費。

委員（我妻 薫君） いや、対象になればこれ全部でしょう。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そうです。

委員（前原吉宏君） 全員じゃないから、実数としてどれくらい。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 1年生とか。1年生、済みません、これもちょっと確認しないとわかりません。支給はしている実績は実績としてあるので。

委員（我妻 薫君） 認められれば1から9までが対象になって出されているんでしょう。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そうですね、学年によってはじかれるのが、その子にと

ってのははじかれるだけなので、全て該当するという、ただ実費だったり、該当しないと実費の分は出てこなかったり。学校によって、例えば修学旅行の経費も違っていたりするので、なので一概には同額ではないんですが、項目については認定されれば該当するものは出すと。

委員（我妻 薫君） 認定されれば1から9までは出されるという。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 該当額の相当額を出す。

委員長（福田淑子君） 次に行ってよろしいですか。柳田委員。

副委員長（柳田政喜君） 済みません、さっきの医療費の関係をちょっとお聞きしたいんですけども、医療費は医療券を発行してという形だったんですけども、流れ的には、要は町では小中学生、未就学から全部無料になっていますけれども、流れとしては、これに該当する方は医療券を発行して、それで病院に行って受けてもらって、それで医療費全額じゃないと言っていましたね、さっき。2分の1とかそういう形になっていると。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 要保護の場合、でも要保護は生保だからな、ちょっとこの辺私も説明はしたものの、詳細なところまでは。

副委員長（柳田政喜君） 要は、国のほうの部分で出る部分があるからそっちを利用してもらうという話なのですよ。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） できるだけそちらを使ってもらうと。

副委員長（柳田政喜君） そっちでもし全額出るのか、それで全額でなくて2分の1だったら、その差額分を町のほうが、ここでは町のほうが病院に支払うと書いてあるものですから、町のほうが病院に全額とりあえず支払っておいて、そのうちの国の補助の分が後で交付税として来るのかなという感じだったと思うんですけども、そういう形ですかね。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 確認します。ただ、さっき言った私の多分概要的な、多分今話しながら整理、頭の中でしたところ、もしかするとこれスポーツ振興センターの部分と、頭の中がちょっとごっちゃになっているところがあるかもしれません。スポーツ振興センターの保険というのもありまして、そちらでけがしたときの部分と、私の中でちょっとごっちゃになっている可能性があるんで、ちょっと担当に具体的に確認をしたいなど。要は、この部分の財源含め、町が出したときにどれぐらいで、どれぐらい入ってくるのかとか、そういう部分を聞きたいということですよ。

副委員長（柳田政喜君） そのときのお金の流れとして。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 流れとかという部分、保護者がどういう形になるのか、町がどうなるのか、国、ほかからどれぐらい入ってくるのかとか、そういうお話でよろしけれ

ば、ちょっとこの医療費の部分については、改めてちょっと確認させていただきます。

副委員長（柳田政喜君） お願いします。

委員長（福田淑子君） それでは、次に行きます。

予算書226ページ、実施計画書は307ページ、預かり保育事業、これについてなんですけれども、これにつきましては具体的に状況をお聞きしたいと思います。人数についてはもう書いてあるんですね。状況についてちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。なんごう幼稚園園長（山村智子君） どのような預かりをしているかということですか。はい。

3園で行っております。朝7時から夜7時までお預かりをしております。そういう形です。各園で、お子さんを、朝7時から夕方7時まで、土曜日も同様に行っております。ただ、土曜日に関しては、なんごう幼稚園・保育園のほうはそちらで行っておりますが、ふどうどうとこごたは、こごたの幼稚園のほうで土曜日に関しては行っております。

委員長（福田淑子君） 状況はどうか、年々ふえておりますか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） ふえております。特に、ふどうどう幼稚園なんです、預かりの部屋だけでは足りなくて、保育室のほうも、カーテンとかエアコンとかもつけていただいて、そちらのほうも利用しているような状態でございます。

教育総務課長（佐々木信幸君） 今、預かり保育の実態と申しますか、ここ何年間の推移をまとめた表がありますので、それを今ちょっとコピーしてお配りしたいと思います。

委員長（福田淑子君） 実際に預ける人が多くなって、それを預かるのは、職員体制とかその辺については。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） 正職員を1名、各園に置きまして、7時まできちんと残って対応しております。あとは、非常勤職員とかで対応しております。

副委員長（柳田政喜君） 非常勤も有資格者ですか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうですね。

委員長（福田淑子君） 平吹委員。

委員（平吹俊雄君） この預かり保育というのは、年間じゃなくて、例えば一時的にここに冠婚葬祭の一時預かりになっているんですが、例えばどうしても家にいない場合に、一時的に預かりたいという場合に、申請した場合、それはそれと別途に申請しますか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうです。それは、その預かりを利用していない方で、急に用事ができたからというので、普段は1時に帰るんですが、その後5時までお預かりをします、申請していただいて。

委員（平吹俊雄君） そのときでいいわけ。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうです。

委員長（福田淑子君） 柳田委員。

副委員長（柳田政喜君） 済みません、そういう登録しない子供に関しては5時までなんですか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうなんです。5時までです。

副委員長（柳田政喜君） ちなみに、やっぱり一番、さっき委員長も言ったんですけども、心配されるのが職員の方の負担なんですね。要は、十分職員の方は通常勤務の体制だったら間に合うほどの人員はいるんですけども、預かり保育の部分の負担ですね、そのやっぱり職員のローテーションがうまく間に合っているのかどうなのか、職員の方に余計な負担かかっていないのかなと心配されるところなんですけども、どうなんですか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） 今年度から各園で正職員を、昨年度はふどうどう幼稚園から正職員を置きまして、時間を10時15分から7時までの勤務というふうにして、体制を整えております。

副委員長（柳田政喜君） じゃあ、そういう専門の方で対応しているという形。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） はい、大丈夫です。

副委員長（柳田政喜君） 特別、通常勤務の方がそちらのほうに回って負担がふえるということではないということですか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） ええ、そういうふうには、なるべくしていないんです。

副委員長（柳田政喜君） 例えばなんですけども、先進地のほうとかでは、もっと時間を延長したり、お泊まりまでできるというところがあったりするんですね、そういう保育所も含めてなんですけども、そういうことをするとすると、やはりそういう負担になってきますか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうですね、そこまでいったらね。

副委員長（柳田政喜君） 施設の関係の改修から、職員の方の増員から、かなりの負担になるんですか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） 幼稚園では、給食施設もないので、そういう長期になりますと、ご飯とかそちらのほうも大変になってくるので、全部改修しないと大変になってきます。

委員長（福田淑子君） 平吹委員。

委員（平吹俊雄君） その日の朝に申請すればいいのですか。突発的なときは。金額は。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） 300円です。1回300円ですね。急にというときも大丈夫ですし、あとは前もってわかれば、病院に行くからとか、こういう用事があるというときは前もって申請していただきます。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 済みません、ちなみに今渡した資料、いいですか。

委員長（福田淑子君） はい、では説明お願いいたします。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 幼稚園担当の島がつくった資料なんですけど、実は裏表になっておりますので、先に預かりのほうの部分を、一時、下に預かりの利用件数と書いてある、こちらを見ていただきまして、こちらが平成21年から、ことしは30年なんですけれども、施策の成果のデータをちょっととりまとめたものです。それで、21年はまだ幼稚園が統合されていなかったというようなことで、途中からですね、今の形のやつに戻す形で、3園という形に戻す形の数字の整理をした形で、真ん中のグラフになっております。一番左側がこごた、真ん中がふどうどう、右端がそれぞれなんごうということで、3本ずつ年度ごとに並んでいますので、この棒グラフの部分が実際の預かりの人数です。その総数が、上の折れ線グラフです。ということで、21年から見るとちょうど倍、各年度の5月1日現在の数字なんですけど、ただ30年だけは4月の頭のデータを使っております。ということで、預かりの対象人数については、ほぼ10年前から倍ぐらい、幼稚園では預かっているよということで、かなり子育て支援のほうでニーズに対して対応してきているというところなんです。

下の一時預かりの利用件数という部分なんですけど、こちらは先ほど言った1件300円ということで、その調定を割り戻したデータなんですけど、ちょっと取り急ぎつくっていたところがあるので園には分けておりませんが、3園で、先ほど言った一時預かりの、どうしても上下しているので、ただ28、29と下がってはいますが、その分預かりをもうしているんで、急遽頼むというのがなくなってきているのではないかなと。もうすっかり子供を預けているので、急遽預けるというか、もうそういうのがないんだらうというふうに、私たちはこのデータを見ておりました。

副委員長（柳田政喜君） 完全に登録して預ける。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それと、私も前の担当に聞いていたんですけど、例えば去年あたりからですか、朝の延長、それから帰り300円で、場合によっては朝7時に預けて5時まで、ずっと300円で預けられるということになっていると。なので、先生方は非常に大変だというふうな話は聞いてはいるんですけど、ただ保護者とすれば非常にありがたい制度なんだろうと。急遽ですね、突発でもお願いできる。ただ5時までというお約束にはなっております

が。

委員（村松秀雄君） すごいな。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それが今の預かりのデータです。

裏のデータなんですが、裏のデータについては幼稚園の児童数の推移です。これは、3園同じような形でまとめているんですが、上のデータはちょっと見づらいので棒グラフで見ていただくと、それぞれの人数を見ますと、幼稚園としては、子供の数の推移を、ちょっと全体像を町のほうで、済みません、把握をしていないので、そこにリンクできているかどうかというのもちょっとあるんですが、基本的にはなだらかな感じで、ほぼ同じような形。ただ、ふどうどうがふえていると、ほかが減ってふどうどうがふえて、総数的には微減で来ているのかなと。ただ、その園の構成が変わってきているというようなのが傾向になっているようです。

委員（村松秀雄君） ふどうどうなんか半分近くいる。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 今現状でいうと、全体の半数近くが。

委員（村松秀雄君） 50までいかないけれども、40幾らとか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そんな感じですね。こういう傾向になっているという資料でございます。

委員長（福田淑子君） ありがとうございます。集団生活になれていないお子さんが急に来て、保育する人は大変だと思うんですけどね。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうですね。でも、仕事なさっている方のやっぱり支援をしていかなければいけないので、みんなで頑張っているところです。

委員長（福田淑子君） それでは、次に行ってよろしいですか。

同じ226ページの私立幼稚園通園支援給付事業、計画は308ページです。それについて、事業内容には低所得者の保育料を減免する場合、それから新制度に移行する支援、私立幼稚園に通園し教育を受けた場合というふうに負担金など支給がありますけれども、これについてちょっと具体的にお話をいただければ。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 済みません、まずこの部分なんですが、私もちょっと去年担当していた者がかわってしまって、島も担当していたんですけども、ちょっと概要を私も課長と勉強したものの、なかなかわかりづらくて、ちょっと短期間でやっつけではできなかったところがあるので、わからない点は担当の島のほうから、概略的な部分にはなるんですけども。

委員長（福田淑子君） 概略でよろしいです。はい、お願いします。

教育総務課主事（島 彩花君） この支援事業なんですけれども、まず子ども・子育て支援法というのがありまして、そちらで……この制度では、美里町以外の私立幼稚園、町外に通っている方への支援を行う事業になっております。例えば、町外の私立幼稚園に通っている美里町の園児なんかいた場合に、その幼稚園のほうと減免などを行っていたりとかする際に……。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 済みません、概略だけ、本当に概略の概略だけ私説明させていただくと、実は幼稚園は美里の場合は町立幼稚園、町内の3幼稚園が大体メインとして子供を預かっているんですけれども、大体はそこに入っている町内の子供がほとんどです。ただ、一部大崎市とかの、あとは違うところにちょこっと行っている子供がいます。その方たちについての援助だと思ってください。例えば、町の部分の幼稚園の部分については、一応一定の料金で保育料、預かりもいただいています。特に保育料の部分、一般の幼稚園の部分のところは、実際は5,000円ずつだったかな、毎月いただいているんですが、最終的には所得に応じて精算をして、減免等の対応をして、そこで親の負担を、応能というんですか、収入に応じて、所得に応じて実質的には援助しているという形になっています。ただ、町の幼稚園ではないところに行っている保護者にとっては、町に納めるのではないので、直接は私立にお金を払っていると。その部分について、それに相当するような部分を町で、国で補助しているというのが、この制度というのが概略の概略になるんですけれども、その部分について、件数としてはだから余りないんです、実は。ほとんどが町の幼稚園に来ているので、ただ、だからといって町内の子供ですから、同じ子育てする保護者に対する部分で、国の制度、さっき言った制度に基づきまして補助をしているというのが本当の概略の概略でございます。

委員長（福田淑子君） 村松委員。

委員（村松秀雄君） 質問いいですか。実は教えてほしいのですが、確認なんですけれども、今他市町の私立幼稚園が、低所得者世帯の減免を行ったと。そうすると、それは本町の子供は対象外になるから出しているということですよ、この文章を読むと。私立幼稚園が低所得世帯等の保育料を減免する場合、就園奨励費補助金を交付する、これは親に、さっき齋藤君の説明で親のほうに、保護者のほうに出すというふうに捉えたんですけども、これは園のほうに行くわけ。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） はい、実際には園に出します。なので、最終的には親にはそのことで、実際はこの辺の部分の制度の部分がちょっとあれなんです、各幼稚園は年度末になって初めて申請、ある程度の時期で、実績に応じて、要は何人いるのか、それも1年間ずっとその子が町外の私立に通っているかどうか、金額を最終的に算定をした部分で、補助金

なので。

委員（村松秀雄君） 保育所も同じですね、民間の。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そこから請求をもらって、町で相当額を幼稚園に補助するという形で、その分は親が減額されている、されるというんですかね。

委員（村松秀雄君） 私立幼稚園については、町内、町外問わず、対象児童に対しての、低所得者の世帯についての減免を行うと。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そうですね、町内には私立の幼稚園はないからですかね、今実質は。

委員（村松秀雄君） 町内の人、同じ町内の者であって、例えば美里から大崎に行った場合でも、児童として対象になるから、園では控除しますよと。その実績において、例えば町に請求が来たら、その施設に対しての支払いを行うと。そういうことだね。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） そうです。その人数がここに書いているような形で、概ねの、実際の子供というのはわからないんですよ。去年いたからとか、卒園したらと。なので、例年の動向を見ながら、このような形の人数で置いているような。

委員（村松秀雄君） 9人と1人というふうな予算を立てますよということですね。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） すごく制度もややこしくて、旧来型の部分と新型の、何というんですかね、変わっていったりとか、その中で金額の算定の方法が非常にややこしくて、私も今すぐにはうまく説明できないような形なんですけれども、国の制度に基づいて、あとは町がやっている部分に対してお金が入ってくると、国・県の負担分、町の負担分ということで、入ってくるというようなものでございます。

委員長（福田淑子君） お聞きしたいことがありますか。（「大丈夫です」の声あり）では、次に行きます。

次に、予算書232ページ、これの協働教育推進事業、これ計画書は317ページです。この中に、未就学児とその家族を対象に、家庭教育支援事業ですね、家庭教育支援教室「子育てカフェ」を開催するというふうにありますので、その辺の具体的な取り組みを教えていただければと思います。お願いします。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） それでは、この子育てカフェ、具体的には不動堂子育てサロンによつばカフェという名前で具体的にやっているそうなんですけれども、済みません、主担当の角田がちょっときょう来られなかったもので、概略だけ聞いてきたものをお伝えするような形になるので、御了解いただきたいと思います。



事業内容としては、少子化や核家族化などにより子育ての環境が大きく変化しているこの状況を受けて、幼稚園の送迎時などの機会を捉えて、その後とかですかね、保護者同士の交流や情報交換の場所づくりを行って、子育てに対する不安や孤独感の解消を目指すという支援を行っているようなところでございます。年間として8回ほど、期間としては29年、去年の分ですと5月から3月の間、全部で8回行ったということでございます。それぞれやった人数は、概ね20人から40人台ぐらい、一番少なくとも21人で、一番多くて49人というようなことで、それぞれ20～30人から40人台までですかね、49人というのが一番その回数が多いので、毎回ちょっと回数が違うんですが、参加者としてはそれぐらい集まってやっていると、年間8回やっている事業だそうです。

具体的な中身としては、子供も一緒に参加するというような形だと思うので、例えば子供たち、親も情報交換しながら、子供たちはそのときにボール遊びとかかけっことかお絵描きとか、そういうことをして子供たちが過ごしていると、その間に保護者同士が交流をするということで、簡単な保育所みたいな形で、子供を誰かが見てもらっているときに、手が離れたところで保護者が交流、子育てのお互いの情報交換をするようなものだというふうに聞いております、済みません。具体的であれば、ちょっと皆さんにも見ていただければなど、担当のほうも言っているのですが、具体的なところがちょっと、私もちょっと聞いた話のお伝えになるので、そのような形で子供たちを遊ばせながら、親が時間をつくって、そういう子育ての不安解消、情報交換を行っているということを聞いております。今年度も同じような形で、ボランティアの協力をもらいながらこれをやるということで、実際にやっていたのは駅東の交流センターですかね、地域交流センターの中でやっているということで、概ね同じような事業になるということだったので、ことしも同じぐらいの8回程度は実施されるものではないかなということですよ。

委員長（福田淑子君） ちょっと休憩します。

午前10時46分 休憩

---

午前11時05分 再開

委員長（福田淑子君） 再開いたします。

最初に言うのを忘れました。委員全員出席ですので。申しわけありません。

次に、子ども読書推進事業、予算書240ページ、計画書は331ページにあります。

事業内容などは、事業の目的等を書いておりますけれども、その状況についてお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

近代文学館主幹（草刈明美君） 近代文学館、南郷図書館では、乳幼児から青年期までに、子供たちの心の発達を豊かに支援するというために、読書環境づくりですとか読書支援を行っております。その中で、その年齢ごとに行っている事業が、この事業内容のところに書かれているものなんですけれども、まずブックハローですね、こちらは1歳3カ月健診、健康福祉課で行っているんですが、そのときに毎月1回、健診を待っている間を利用して、図書館の職員が健診の会場に出向いて行って、絵本を1冊、各1組ずつにプレゼントしながら、絵本の読み聞かせを実際に行います。その際に、今まで子供に絵本の読み聞かせをしたことがないという保護者の方とかがいらっしゃいますので、こんな感じで絵本の読み聞かせをするといいですよということを実際にお見せします。そうすると、保護者の方は子供たちが、自分の子供が絵本にこんなに反応するんだということを実体験するということで、そこから絵本の読み聞かせの扉を開いてもらうということになります。そのときに、絵本の読み聞かせとか読書の相談プラス、ちょっと子育ての相談とか、保健師さんにもお話しするんですけれども、ちょっとこういうことがあるんですよなんていうことを職員に話したりとかしている様子です。

このときに、図書館のほうからも育児書ですとか絵本とかを何冊か持参して行くんですけれども、やはり数に限りがあるので、それでちょっと足りないなというときには、その健診帰りに、南郷図書館の近くで健診しますので、南郷図書館に寄って図書館の登録をしたりですとか、実際に借りていくというような形につながっているので、最初の読書の扉というところの機会として行っております。

こちら、2002年から行っているんですけれども、県内としては早目の実施になっていまして、おととしも県の生涯学習課のほうでやった講演会のほうで事例発表ということで取り上げてもらったりとかもしております。

それから、3歳になると、集まれ3歳っ子ということをして、小牛田図書館、南郷図書館で年に1回、対象者が大体2つ合わせて170人の子供たちを対象にするんですけれども、参加は大体3分の1くらいの参加になります。これは、もう任意で来ていただくんですけれども、これはまず図書館の利用を子供たちに知っていただきたいということで行っている事業です。これは、保護者の方とお子さんが来て、図書館で実際に読み聞かせをして、図書館バックと絵本作家の方がつくっていただいた特製の図書館利用カードをプレゼントしています。これは一生に1回しかもらえないカードなので、この3歳を逃すともうもらえないカードになっています。これに集まっていいただいて、また保護者の方と子供たちが図書館というのはどういうところなのかということを実験していただくということになっています。

これが、必ず皆さんにご案内を差し上げたりとかして来ていただく機会として設けているものなんですけれども、そのほかに定期的に行っているおはなし会というのがありまして、これは小牛田図書館では乳幼児向けのおはなし会を毎週火曜日、それからそれより上の年齢ですね、幼児とか児童向けのおはなし会を毎週土曜日、それから南郷図書館では毎週火曜日におはなし会を行っております。こちらのおはなし会につきましては、職員と、あと読み聞かせボランティアがそれぞれに図書館で活動しておりますので、そちらの方たちと一緒にしております。こちらのおはなし会ですね、定期的なものと、あと季節に合わせてスペシャルおはなし会とか行っているんですが、それを合わせた回数が、この事業実施回数の152から160回という回数になっております。ちなみに、去年行ったのだと、小牛田の火曜日に行っている乳幼児向けのおはなし会が、延べ人数で639名、それから児童向けのおはなし会、毎週土曜日に行っているのが327名、おはなし広場といって南郷で行っているおはなし会が612名の参加になっています。乳幼児向け等のおはなし会とかが多いのは、これは必ず保護者と一緒に参加しているということなので、これは子供と保護者を合わせた数になりますので、大きな数になっています。

こちら、乳幼児向けのおはなし会の際には、実際に読み聞かせもするんですけれども、そこでゼロ歳とか1歳のお母さんが、なかなか子育て支援センターに行ったりとか、いろいろなところで話はするんですけれども、なかなか子育ての相談が長い時間できないとかということで、ここのおはなし会が終わった後にちょっと時間を設けて、皆さんお話をしたりというような場にもなっています。これは、町内だけではなくて町外の方たちも参加されている事業になります。

こちらが、図書館の実際に館内とかでやっているものなんですけれども、ほかに子供たちの読書環境づくりをしましょうということで、学校への支援ということも行っております。ちょっとこちらの計画書のほうにはないんですけれども、学級ごとに毎学期ごと本の貸し出しを行っています。これは、町内全小学校に行っているものです。そのほかに、授業で使いたい資料、例えば働く犬、聴導犬、盲導犬の本を授業で調べたいんだとかというような要望があれば、それは全部学校に図書館として資料を貸し出しを行っています。それから、朝読ですね、今町内では2校行っているんですけれども、そちらにもボランティアさんの方たちが中心となって出向いて行って読み聞かせ、それから、学校の図書館祭りとかでブックトークという本の紹介をしたりするものがあるんですけれども、それは図書館の職員が行って、各小学校全部に入っているというところで、学校への読書支援もそういった形で行っているところです。

委員長（福田淑子君） 朝読2校というのは、どこどこですか。

近代文学館主幹（草刈明美君） 今、小牛田小学校と北浦小学校ですね。もしかしたら、南郷小学校とかもボランティアさんで入っていたこともあるんですけども、去年それをしたか、済みません、ちょっと今私把握できていないんですけども、今把握できているところだとその2校行っています。

それから、図書館で子供としているのは、高校生までを子供と考えていますので、中高生向けのちょっと読書コーナーをつくったりとか、あと読書案内のチラシですね、本のリストとかもつくって、どうしても中学生、高校生の読書離れというのが、私たちもすごく問題にはしているので、そこをどうにかしようとは思ってはいるので、ちょっとそこをこれからの課題としては思っています。

委員長（福田淑子君） ありがとうございます。お聞きしたいことありませんか。柳田委員。

副委員長（柳田政喜君） 金額的なことなんですけれども、絵本の贈呈ということで、新しい絵本をプレゼントするという形なんですけれども、大体幾らぐらいのを何冊ぐらい。

近代文学館主幹（草刈明美君） もう決まっていて、乳幼児向けの本なので、そんなに高くはないんですけども、大体600円か700円ぐらいの本なんです。それで、ちょっと厚みがあって、子供がページがめくりやすくして定評のある本ということで、それはブックハローというのともともブックスタートというのが一般的な名称なんですけれども、そのブックスタートを専門にしているNPO法人があるんですが、そのリストアップされたもので、本当に昔から読まれている、私たち司書が見てもいいなという本を、同じ本を全員にプレゼントします。そのときに、本と一緒にその読み聞かせのどういう方法がいいですよとかという案内本があるんですけども、それも一緒にプレゼントしています。

副委員長（柳田政喜君） 大体年間何人ぐらい。

近代文学館主幹（草刈明美君） 転入、転出も考えられるので、今は予算として置いているのは180セットを予算として置いています。

副委員長（柳田政喜君） 180件分ぐらい。すごいですね。ちなみに、図書館バックと利用カードの贈呈はどれぐらい年間。

近代文学館主幹（草刈明美君） 大体70人ぐらいの子供たちです。南郷、小牛田合わせて70人ぐらいですね。

副委員長（柳田政喜君） ありがとうございます。

委員長（福田淑子君） ありませんか。

今課題になっている中高生向け、かなり今スマホの時代ですね。かなり文字を、活字を本で

見るというのはね。

近代文学館主幹（草刈明美君） そうなんですね。それこそ今、教科書が読めない子供というのが話題になっているように、索引とか目次が引けない子がいるんですね。そうすると、何か調べものをしに来たときに、表紙を見ただけで、その表紙のタイトルに自分の調べたいことが書いていないと読まない子が、極端な話ですけれども、そういう子が中にはいたりするんです。調べには来るんですけれども、そういうふうな本の開き方がわからないというところですね。

委員（村松秀雄君） 携帯で検索するとすぐ出てくるから。

近代文学館主幹（草刈明美君） スマホだとすぐ出るんですけど。

副委員長（柳田政喜君） 目次開いて探すということができないんだね。

近代文学館主幹（草刈明美君） そうなんですね。そこから教えて、索引をこういうふうに調べるとここにページを開くと出るよという、そこでやっぱり、そういうふうにするんだとやっとならわかるんです。そうすると面白くなると思うので、やっぱり最初のその何か手助けがあれば、もしかしたらちゃんと入れる子がいるんじゃないかなと。

副委員長（柳田政喜君） 言われてみると、俺らも目次見ていないですよ。

委員長（福田淑子君） 学校教育とタイアップしていかないかね。調べているうちに、見つけたときの感動というのがね。スマホだと、ぱっとすればすぐぱっと出てくるけれども、自分で見つけるというのはね。

近代文学館主幹（草刈明美君） 去年なんですけれども、一例として、小牛田小学校の先生が、授業の中で1つの課題が、盲導犬・聴導犬のことについて調べたいんだけどというお話があって、そのときに本の調べ方を一緒に教えてくださいというお話があったので、それはちょっと1時間お時間いただいて、それも授業でさせてもらいました。

副委員長（柳田政喜君） 必要な項目になっちゃったんですね。自然に覚えるものなのにね。

近代文学館主幹（草刈明美君） 先生も一緒になってやって、こういうふうにして調べるんだよということを。

委員長（福田淑子君） 図書館の果たす役割がそこまで来ているとは、今聞いてはっきりわかりました。

ほかにありませんか。（「大丈夫です」の声あり）

予算の中から拾い上げた部分について、いろいろお話いただいたんですけれども、全体的な教育委員会にかかわる子育て支援について、もし委員の中からありましたら、お聞きしたいこ

とがありましたらどうぞお願いいたします。柳田委員。

副委員長（柳田政喜君） よろしいですか。例えば、高校生は担当じゃないので、中学生の方たちですね、課外授業とかいろいろな授業があると思うんですけども、体験学習とかありますね。そういったものを幼稚園のほうに中高生の方が行って、保育のボランティアをしながらそういう職場体験学習をするということを行っているところがあるんですね。熊本のほうなんですけれども、そういうような中学生と幼稚園の交流会みたいなことは何か行っているところはありますか。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） ありますよ、職場体験。ふどうどうに行ったときも、不動堂中学校からいらしていますし、なんごうでも。小学校ともあります。

副委員長（柳田政喜君） そういったことを体験する場合は、やっぱりそのグループをつくった子たちが、じゃあその幼稚園に行きたいとか、こっちに行きたいという形で選んでいくという、全員が来るわけではないんですよ。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうですね、選んでいらしていますね、何名か。

副委員長（柳田政喜君） じゃあ、その体験授業の中で、そういう項目もありますよということと、来たい子たちが来てくれるという形。

なんごう幼稚園園長（山村智子君） そうです。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。はい、我妻委員。

委員（我妻 薫君） ちょっと、放課後児童クラブは教育委員会ではないんですか。

教育総務課課長補佐（齋藤 寿君） 子ども家庭課です。

委員（我妻 薫君） 子ども家庭課。まちづくりではないんだね。小学校の子供だから、子ども家庭課ではなくて教育委員会かなと。

委員（村松秀雄君） 放課後だから、終わった後だから。児童館ね。

委員（我妻 薫君） 児童館は子ども家庭課ね。

委員長（福田淑子君） ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これで教育委員会に係る私たちの研究テーマに沿った状況把握と意見交換についてを終わりたいと思います。

副委員長、挨拶をお願いいたします。

副委員長（柳田政喜君） 本日は、大変忙しい中、急な、急というわけでもないですけども、ある程度皆さん担当の5人の方にも来ていただいて、本当にありがとうございました。今後、教育、民生のほうで協議したことをいろいろ参考にしながら、今後の研究テーマのほうを決め

て、ぜひよいまちづくりにつなげていきたいと思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願  
い  
します。本日はどうもありがとうございました。

午前 11 時 22 分 休憩

---

午後 1 時 28 分 再開

委員長（福田淑子君） ちょっと早いですけれども、始めたいと思います。

本日はどうもお世話になっております、ありがとうございます。

午前に引き続き、教育、民生常任委員会の研究テーマに沿った美里町の現状把握と意見交換  
を引き続き行いたいと思います。

午後は、健康福祉課の方においでいただきまして、いろいろお話をお聞きしたいと思います  
ので、お忙しい中大変ありがとうございました。

それでは職員、4月と同じ職員の皆さんですか。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） そうです。

委員長（福田淑子君） 紹介は省いていいですか。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 改めて。

委員長（福田淑子君） はい、じゃあ改めて職員の皆さんを紹介してください。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） お世話さまでございます。健康福祉課からきょうは3人来てお  
ります。課長の佐藤です、よろしくお願いいいたします。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 課長補佐兼健康推進係長の菊地です。きょうはよろし  
くお願いいいたします。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君） 技術主幹の日野です。よろしくお願いいいたします。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 障害福祉の係について、きょう午後1時半から自立支援協議会  
の会議のほうがございます、職員3人ほどそちらのほうの会議に出席という予定になってい  
ましたので、きょうはここに来ることがちょっとできませんでしたので、御了承お願いいいた  
します。

委員長（福田淑子君） 課長の知る範囲でよろしくお願いいしたいと思います。

では、議員の紹介も改めてお願いいします。

委員（我妻 薫君） 我妻です。よろしくお願いいします。

委員（前原吉宏君） 前原です。どうぞよろしくお願いいします。

委員（藤田洋一君） 藤田です。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員（村松秀雄君） 村松です。よろしくお願いします。

委員（平吹俊雄君） 平吹です。

委員（手島牧世君） 手島です。よろしくお願いいたします。

副委員長（柳田政喜君） 副委員長の柳田です。よろしくお願いします。

委員長（福田淑子君） 福田です。よろしくお願いいたします。

それでは、午前と同じように、予算書それから実施計画書に基づいて行っていきたいと思  
います。

まず、初めに102ページの下のほうにあります児童発達支援センター管理運営事業の中身につ  
いては111ページのほうに載っておりますけれども、これについてまず御説明、いろいろな状況  
あるかと思しますので、もし御説明いただけるものであればお願いしたいと思います。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） こちらの児童発達支援センター管理運営事業の予算が、負担金  
で561万4,000円でありますけれども、これは三本木にあるほなみ園、大崎広域の関係のほなみ  
園のほうへの負担金です。こちらの負担金の算出については、事業費を人口割で算定をしてい  
るものでありまして、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町で、こちらの事業費が30年度  
は4,651万9,000円なんです、それをこの今申し上げた管内の人口、平成27年の国調の人口で  
すが、20万5,925人で一旦割ります。そうすると、1人当たりの負担が226円ということで、こ  
こに各市町村の人口を掛けて、その額が負担金の額ということで、美里町にあっては2万4,852  
人掛ける226円で、平成30年度の負担金は561万4,000円といったことで、負担金の額となってい  
るところです。

それから、利用状況なんでございますけれども、29年5月1日現在のほなみ園の利用状況が、  
2歳から6歳までで24人のお子さんが入っていらっしゃいます。美里町からはお二人利用され  
ているといったような状況であります。

委員長（福田淑子君） 児童発達支援利用者数は2人ですか。あと保育所等訪問支援利用者数  
というふうに、まだ活動の中には、29年度の実績は入っていないんですけれども、わかりませ  
うか、この辺の実績。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 実績は、ちょっとまだわからないんですが、29の年5月1日現  
在では、その児童発達支援の利用者数が2人といったような状況です。

委員長（福田淑子君） 保育所等訪問支援利用者数はわからないんですか。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） これは何かないみたいですね、平成25年ごろにちょっとあつた  
らしいんですけれども、そちらの利用はないということで。それが、そのもう1つの予算書の



中の負担金の上のところに医療的ケア児支援促進モデル事業負担金ということで51万9,000円上がっています。これは何かと申しますと、こちらのほなみ園のほうに、医療的ケアを要するお子さんを受け入れをしていこうということで、平成30年度からやりましょうということで協議を進めてきまして、それを今年度まだですけれども、今年度中に受け入れ体制を整えていくといったことで、その負担金ということになっております。こちら、総事業費が700万円ぐらいになるんですが、750万円ですか。これは、国の医療的ケア児支援促進モデル事業という補助事業を取り入れまして、大崎市が代表で補助事業を活用して、2分の1の補助ということで、半分は補助金が入ってくるんですが、残りの部分について大崎市初め1市4町で人口案分をして負担金を出すというところで、51万9,000円ですか、こちらのほうを今年度負担するということであります。

医療的ケア児につきましては、重度のお子さんの受け入れはまだ難しいということで、受け入れできるお子さんについては、経管栄養、胃ろう管理、吸引・吸入、たんとか、水分補給、インシュリン注射、気管くみ入れ管理等々といった、そういう処置の必要なお子様を受け入れようということで予定しているというような中身のものであります。こちらのほう、実際になれば美里のほうからもお二人ぐらい利用される予定があるといったようには聞いておりました。これは新しい事業ということで、補助金があるうちは補助金を活用して、なくなっからは負担金にすっかり上乗せという形になると思うんですが、継続してほなみ園のほうで受け入れ態勢をとっていくといったような流れになるのかというふうなことです。

その実施に当たって、その看護師の配置ですとか、必要な人員の配置なんかもありますもので、その750万円のうち大きなものがその人件費といったようなことになっているようでございます。

委員長（福田淑子君） 暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

---

午後1時40分 再開

委員長（福田淑子君） 再開いたします。

何か皆さんからお聞きしたいことありましたら。ありませんか。

それでは、次の事業に入りたいと思います。同じ102ページの障害児通所支援給付事業、これについてを御説明いただければと思います。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 障害児通所支援給付事業、こちらは主な費用が給付費の3,380

万円ということで、平成30年度の予算となっております。お渡ししました資料、A3判のこの白いやつですね、ちょっと印刷が古びてお見苦しいところがあるんですが、障害児通所支援とはと、一番上に書いてあります。障害がある、または発達心配があり療育が必要と認められた子供たちが受けられる、児童福祉法に基づくサービスですということで、どんなサービスから成り立っているんでしょうかといいますと、児童発達支援、今お話しをしたほなみ園もその中の児童発達支援の施設の一つであります。それから、放課後等デイサービス、こちらは障害のある就学児童、小・中・高校生が学校の授業終了後や長期休暇中などに通って、社会的自立に向けた訓練や社会体験活動交流等を行うと。それから、3つ目が保育所等訪問支援ということで、保育所・幼稚園等に支援員が訪問して、専門的なアドバイス等の支援を行うという、こちら3つの事業からなっております。

それで、この下のほうに表がありまして、児童発達支援の事業所がこちら4つ載っております。それから、後ろのページが放課後デイサービス、こちら11事業所ですか。それから、保育所等訪問支援を行っている事業所が、ほなみ園含めて3つございます。ということで、こちらのサービスを利用されている方への公的な給付費が3,380万円であります。

実際に利用人数どれくらいあるかと申しますと、3月の末時点なんですけど、児童発達支援が10件、放課後デイサービスが16件ということでありまして、こちらの給付費が、これは平成30年3月の給付費1カ月なんですけど、264万9,506円ということになります。月額260万円ぐらいということで、年間で3,380万円ですか、こちらの予算のほうをお願いしているといった状況であります。

それで、児童発達支援につきましては、ほなみ園が、こちら3人いらっしゃいました。それから、古川にあります障がい児者サポートセンターとてというところが4人ですね。それと、古川のKEY'S 2ndというんでしょうか、こちらのほうにお二人通っていらっしゃいます。それから、放課後等デイサービスについては、石巻、築館、東松島、古川等の8事業所に16人の方が利用されているというところが現在の状況になっています。

こちらの事業ですけれども、このまた大きい紙をごらんになっていただきたいんですが、一応利用料金はというのがございまして、こちら月額の利用料金なんですけど、右側のほうですね、こちらのA3の真ん中の右端、こちらの所得区分に応じて月額の利用料金が生活保護、低所得の方はゼロ円、一般世帯1、というのは、これ住民税の課税状況によってこれが、住民税額が、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯、こちらが一般世帯1という世帯なんですけど、月額の御負担の上限が4,600円と。それから、それ以外の一般世帯の方は、月額の上限が3万

7,200円と、こういったことです。それで、利用する負担額というのは、およそ1割負担なんです、その累積がこちらの上限額を超えても親御さんの負担はこの上限までと、月額の上限はここまでといったような制度になってございます。

それから、多子、子供さんが多い場合の軽減などもございまして、第2子、第3子になると、その第2子の方は半分であったり、第3子の方は負担額ゼロとか、そういったような制度構築がなされているサービスでございます。

それで、月当たりの利用の日数ですけれども、最高で23日、月に23日までの利用が最高ということで、あとそれぞれそのお子さんの状況に応じて、その利用の日数等を計画をして給付決定を行って、利用していただいているといったような制度の中身となっております。

大体こんなような中身になっている事業です。

委員長（福田淑子君） ありがとうございます。何か皆さんからお聞きしたいことありましたらお願いします。ありませんか。

ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、同じ102ページ、難聴児補聴器購入助成事業、計画114ページにあります。これについては、事業の目的を読めばわかりと思いますが、何か御説明文があれば。

なければ、委員からお聞きしたいことありましたらお願いいたします。ありませんか。村松委員。

委員（村松秀雄君） 済みません、さっき午前中にも教育委員会で話が出たんですが、委員長が言っていました、その小学校に上がるときに、小学生の児童が例えば難聴になっていると、そういうときも、「児」だからこれに入っているんでしょうかね、この事業に、子供ということで、これ未就学児、何歳まででしょうか。この難聴児補聴器購入助成事業というのは、対象年齢は。中学校まで、15歳まで。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 児童福祉、何法でいくか、児童というと18歳未満なので。

委員（村松秀雄君） 18歳未満、そうすると、午前中も特別支援で、教育委員会の、いろいろ入学時とか修学旅行とか、そういった補助を出していますよね、所得制限は当然かかっているんですけども。だから、それにこれとマッチするのではないのかな。関係なくですからね、18歳未満までだから。高校生在学中という形に捉えれば、というのがある。例えば眼鏡とかね、ここは耳だけだけど、目の悪い人も大変な思いしていると。ここは難聴で、耳の補聴器だけでも、その逆にいうと眼鏡という、目というのはなかったんだね、耳だから目というのではないんだね。

委員長（福田淑子君） まず、費用の一部というのが、上限があるんでしょうか。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 利用者負担額が、かかった費用の3分の1ということ、本人負担が3分の1と。29年度は1人でした。

委員（村松秀雄君） 例えば、障害者手帳の交付対象とならないのか、要するに特に耳だけがちょっとね、聞こえにくいという方があって障害手帳もらった。目についてはどういう考え方ですか、眼鏡、まあ年とったのではなくて子供のときに、失明まで見えないというその範囲ね、障害手帳が交付されないかぎりぎりの、されないぎりぎりの方だね。

委員長（福田淑子君） 耳じゃなくて目ね。

委員（村松秀雄君） 目についてはどういう考えあるのか。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 医療とか、よく斜視とか、妥当なほうの目の視力だけを上げると、片目塞いで視力を上げて、結局成長期なので、視力も変わってくるので、そういった医療の方面で対応していたりというのはあるかと思うんですけども、こういう制度、こういう人があるかな。

委員（村松秀雄君） 視力障害ですね、その度数により、度数というか段階により、本当に視力が、もう全盲に近い方であれば、当然障害者手帳交付になるんだろうけれども、ただ、要するに小さい子供、小学生でも、牛乳瓶の眼鏡している子もいるじゃない。直接聞いたわけではないので、手帳持っているか、持っていないかというのは聞いたことないんだけども、そういう子もあるのかなと。もしあったとしたら、それへのこの耳と同じような、こういった支援事業というのはないのかなと思うんだけども。今のところ、それは事例として出ていないから、町としては考えていないという、だから事業として出していないんだというふうには思うんだけども。ちょっと難しいんだけども、障害者福祉の部分だからね、今ここに出ているのはね。だから、そのぎりぎりにかからない人はどうなのかということだと思っただけさ。

委員長（福田淑子君） 休憩します。

午後1時56分 休憩

---

午後1時57分 再開

委員長（福田淑子君） 再開いたします。

ありませんか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） さっき29年度何人と言ったの。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） 補聴器。実績1人です。

委員（我妻 薫君） 28年が5人ね。28年と29年、随分事業費の差があるから。28年は実績で52万円だったんでしょう。

委員長（福田淑子君） ありませんか。

では、次の事業に行きます。

予算書136ページ、計画書は167ページ、資料としていただきました予防接種事業、これについてまず御説明いただければと思います。

健康福祉課長（佐藤俊幸君） では、菊地のほうから。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） お渡ししました資料は2種類でありまして、空色のほうの美里町お母さんと赤ちゃんのためのサービスということで表裏ございますが、こちらは妊娠届にいらした方に対して、今後予定される母子に関する町の事業等の御案内をさせていただくようにつくっているものであります。

それから、もう1つカラー刷りの、何とかちゃんと、ここに名前を入れて、個別での予防接種スケジュールということで、こちらは新生児訪問、産後にお母様と、あと赤ちゃんの様子をうかがいに保健師のほうで個別での家庭訪問をさせていただいておりまして、その際に今後何々ちゃんの予防接種はこういうふうに進めていきたいと思いますということで提案をさせていただいているスケジュール表になります。

カラー刷りの左端に、定期予防接種、任意予防接種とありますが、定期予防接種のほうは予防接種法に基づきまして行います法定接種の中身になってございます。あと、下の任意接種は、予防接種法に基づかないところでの予防接種になりますが、美里町が助成事業を実施しているワクチンの種類となっています。当面のスケジュールということで、4歳までのスケジュールの御案内をさせていただいておりまして、その後対象になる部分につきましては、対象時期が来たときに個別での予防接種の御案内をさせていただいているという状況にあります。以上です。

委員長（福田淑子君） 皆さんからお聞きしたいことがあればお願いします。予防接種、結構忙しいですね。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） そうなんです。そして、今は同時接種、同じような時期に接種を何種類か、行ったときにしないとなかなか進んでいかないというところもありまして、同時接種で進めている医院がほとんど多くなってきているというふうな実情にあります。

委員長（福田淑子君） 町としては、全部記録は一人一人について把握はして、受け損なった人にはまた再度案内という形で。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君）　そうですね。期限のあるところ、特に1年間しかないとかいうものについては、年に3回ないし4回御案内をさせていただくということと、あと子供たちの健診でお会いする時期に、その予防接種の接種状況を確認させていただいて、対象時期のものでまだ未接種の場合については、お声がけをその場でさせていただいております。

委員長（福田淑子君）　ありませんか。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君）　予防接種の履歴については、委託先から予診票、受けたときの記録が戻ってまいりますので、それに基づいてシステム入力をしますし、予診票の保管も5年間は法定で管理することとなっておりますので、保管しているという状況です。

委員長（福田淑子君）　ありませんか。我妻委員。

委員（我妻 薫君）　受けていないお子さんについては、何回か声をかけるというけれども、何回も声かけても受けないということもやっぱり毎年出てくるんですか。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君）　そうですね、そういう御家庭については、予防接種に限らず、支援を要するような家庭状況の場合も多いかなという印象にあります。保護者さんの理解等だったり、生活の支援もあわせてしていったらいいかなというようなところが多い印象にあります。

委員（我妻 薫君）　その予防接種に対する不信というのではなくて、主な原因というのは、理由というのはどんな。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君）　健診の中でも、未接種になっているものの場合については、お母さんのほうに、まだ受けていないんですけれどもねとお話すると、副作用が怖いので私は受けさせたくないとはっきり言われるお母さんもいますので、こちらとしてはその予防接種のメリットを伝えながらお話しするんですけれども、最終的に決めていただくのは保護者になりますので、いなくはないです。

委員（我妻 薫君）　すると、主にその副作用に対する不安が主な理由の人が多いということ。受けないのは。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君）　はっきり言えばそういう方でした。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君）　多いのは、忘れていましたとか、忙しかったですとか。

委員（我妻 薫君）　忘れていたという人は、声かければ接種はするわけだね。

　あともう1つ、こっちでちょっと気になったんだけど、これ歯科の関係、妊婦に対する歯のほうの、それは町はやっていないんだよね。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君）　歯科保健事業の打ち合わせの中で、まずは子供たちの

虫歯の保有率が、結構宮城県も余りよろしい感じではないので、そっちを頑張りましょうというところで、歯科の先生方と協議を進めていたところであったので、まだそちらのほうの事業化は。

委員（我妻 薫君） 妊婦のほうにまで行かないと。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 行っていない状況です。

委員（我妻 薫君） 検討はしたんだっけ、大分前、常任委員会からの提言で、妊婦に対する、出したけれども。どうしても妊産婦は、歯のほうのやっぱり弱くなる危険性も出てくるというので、そういうので前に。それよりは、まず子供さんのほうが重点だと。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 定期的には歯科保健の先生方ともお話をする機会もあるので、今後も。

委員（我妻 薫君） 指導はしているんだね。お母さんたちにも。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君） 妊娠すると口腔環境も、やはりホルモンのバランスとかあって悪くなるので、そういうところはお伝えはしているんですけども、あとはその健診に来たときに、母子手帳、子供のほうを見ながら妊娠期を確認させてもらおうと、お母さん個人で歯科検診を受けている方も、やはり歯科意識の高いお母さんだといらっしゃることはいらっしゃるなというふうに見ているという部分があります。

委員（我妻 薫君） 大分前は、その歯科検診の医療費も援助したらどうかなというので出してやったのね。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。

では、次に移ります。

済みません、戻って104ページの上のほうに、早期療育指導訓練事業というのがあります。計画書のほうは116ページ。これについて、少し御説明をいただければと思うんですけども。担当課の方は。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君） 障害のほうの係のほうが行っている事業になるんですけども、言葉や動きであったり、遊びなどにちょっと不安があったり気になるお子さんを対象に、その保護者と一緒に月2回来ていただく事業になっていて、対象のほうは幼稚園等集団に入る前のお子さんを対象にしているものです。小さいお子さんと、2歳前後くらいから幼稚園前くらいまで利用しているお子さんが多い状況になっています。今は2～3組、年間だと大体4～5組くらいとかは来るような形になっていて、あと申し込みのこの範囲が大体10組前後という形で広報等でもお知らせしていますので、年間を通して随時受け付けはできるような

形になっているんですけども、来ていただいたときには、遊びを通してであったり、その排せつの部分での相談であったり、あとは食事の面でなかなか偏食があったり、食べなかったりというお子さんもいらっしゃいますので、そういうところへの取り組み方法であったり、対応の仕方みたいなところを、こちらに来てくれている先生がいらっしゃるんですけども、その先生を中心にしながら、お母さんとともにいろいろやりとりしながら、子供の芽を育てていくような事業になっていますし、あとその中に心理職の先生も1人いらっしゃるんですけども、その方もその子供の発達のほうを、経過を見ながら成長の伸びを確認してくれていますので、もうちょっと総合的なところで、小さいうちから次への支援であったり必要な方向につなげていけるといいかなという事業になっていました。

委員長（福田淑子君） 委員の皆さんから、何かお聞きしたいことあれば。早期発見というのが一番大事だと思うんですけども、その点が、保育所に預けている場合には保育士の人たちが、あと幼稚園の人たちも、その辺は気づいて親の方に話すんですけども、それ以外に1～2歳児の場合だと、家庭にいる子供さんたちについては、健診のときにですか。なかなか受け入れてくれないというもね、認めたくないというかね、その辺についてはどのように指導されて。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君） 実際にこういう事業をやっているんですということで、お母さん方に健診のときに伝えているのと、あと登録もいただく事業、保険を掛ける関係で登録していただく事業にはなっているんですけども、見学参加みたいなところでできるので、来ていただく中で、その雰囲気であったり、そのやりとりを見ていただくと、今までの方だとほとんどがこの事業を利用しますということで、つながっていく方が多いのと、あと1年目に利用した方が、次の年にまた利用する場合もあるんですけども、そのママの口コミで、うちの子もちょっと言葉が遅いんだとかという話が出たときに、実はうちの子供、町の事業に来ていたんだとかというところから紹介を受けて来たというママもいました。

委員長（福田淑子君） 多動性のね、そういった場合にはどのようにされているんですか。

健康福祉課技術主幹（日野とも子君） そのお子さんも一緒にできる活動と、取り組める活動と、やはりそうでない活動はあるんですけども、集団の中では少しずつそういうところも経験になるのかなというところで、ここが一番いいところのメリットは、人数が少数でできるということが、その幼稚園とかだと規模が20人、30人という、もうちょっと大きい集団になりますので、その前の段階でもうちょっと小さい集団の中でかかわるところがいいところなのかなと思っていました。



委員長（福田淑子君） ハンカチテストというのはやっていますよね。今しないのかな。6カ月くらいから、お座りやっどできるころからの、それで発達の障害を見分けるというのがあるんですけれども。

休憩します。

午後2時14分 休憩

---

午後2時15分 再開

委員長（福田淑子君） 再開いたします。

ほかにありませんか。

ないようですので、全般にわたって健康福祉課に係る研究テーマに沿った子ども支援について、皆さんからありましたらお願いしたいと思います。予算にかかわらずですね。ありましたら。前原委員。

委員（前原吉宏君） つながるかどうかわからないですけれども、これってというのは、例えば今ゼロ歳児から保育所行っていますよね。その連携みたいなものはあるんですか、保育所との健康福祉課とお互いの、あの子こうだよとか、心配があるんだけどとか、そういうのはないんでしょうか。

健康福祉課課長補佐（菊地知代子君） 保育所・幼稚園から、その健診のときの様子はいかがでしたかというお話をいただいたり、または何か近々健診だってママが言っていたので、行くと思うので、保育所とか幼稚園ではこんなことが気になっているので、様子などを伺ってほしいというお話があったり、または先ほどの、うちのほうでやる乳幼児健診後に、こちらで今後のそういった発達であったりを、ちょっと経過を見ていったほうがいいんじゃないかなというような様子がある子が保育所や幼稚園に行っている場合については、お家以外の様子を幼稚園とか保育所に行って伺ってもいいですかと健診のときとか、あとお電話でとか伺わせていただいて、そういう場面に保健師が訪問に行くということもしております。

委員長（福田淑子君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで健康福祉課に係る子育て支援についての意見交換を終わりたいと思います。

副委員長、挨拶をお願いします。

副委員長（柳田政喜君） 本日はお忙しい中、教育、民生常任委員会に参加していただきまして、本当にありがとうございました。今後、教育、民生常任委員会のほうで研究テーマに向け

て、本日お聞きしたデータをもとに検討していきたいと思いますので、今後ともよろしく願  
いいたします。

きょうはどうもありがとうございました。

午後2時18分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育、民生常任委員会

委員長